

個人の皆さまからの寄付が、「税額控除」の対象となり、 税の優遇措置が拡充されました。

寄付金控除を受けるにあたり、「所得控除」か「税額控除」のどちらかを選択いただけます。

2011年6月、通常国会で成立した新たな税額控除制度により、当協会に対する個人の皆さまからの寄付金が、「税額控除」の対象となることが認められました（賛助会費も含まれます）。これによって、当協会が公益財団へ移行した2011年11月以降の寄付金から、従来の「所得控除」に加えて「税額控除」のどちらか有利な方式を選択できるようになりました。「税額控除」を選択した場合には、所得税額が従来よりも少なくなる場合があります。

いずれの控除についても、確定申告の手続きが必要です。勤務先などで実施される年末調整では、寄付金控除は受けることができませんので、ご注意ください。

■「税額控除」は、当協会が公益財団法人に移行した2011（平成23年）11月以降のご寄付から対象となります。（2011年1月から10月までの財団法人日本国際医学協会へのご寄付は、「税額控除」の対象にならず、「所得控除」の対象となります。）

■確定申告され、「税額控除」を受ける際は、領収書とともに下に「税額控除に係る証明書」を添付下さい。

（「所得控除」を選択される際は、「税額控除に係る証明書」の添付は必要ございません。）

控除の計算方式

（新しく導入された方式はこちらになります）

A. 【寄付金控除（税額控除）額の計算】 ※2011（平成23年）11月以降のご寄付に有効です。

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$$\text{（寄付金合計額（※1）} - 2,000\text{円）} \times 40\% = \text{控除額（※2）}$$

※1 寄付金合計額が総所得金額の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度となります。

※2 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

B. 【寄付金控除（所得控除）額の計算】

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得から控除されます。

寄付金合計額 - 2,000円 ただし、算出された額は年間所得の40%に相当する額が限度となります。

➡ ★A（税額控除）かB（所得控除）のどちらか有利な方を選択し、所得税の控除を受けることができます。
詳しくはお近くの税務署にお尋ねください。

「税額控除」を受ける際は、証明書を領収書とともに税申告書類に添付ください。